

さいたま市告示第16号

公の施設の指定管理者を、さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条第1項の規定により、次のとおり指定する。

令和8年1月8日

さいたま市長 清水勇人

1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 所在地 さいたま市桜区大字下大久保1523番地1
- (2) 名称 さいたま市浦和斎場

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 さいたま市桜区大字下大久保930番地2
- (2) 名称 浦和総業株式会社
- (3) 代表者 代表取締役 渋谷邦彦

3 指定する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで